

平成27年度越谷市自治基本条例推進会議 第2回会議
ワークショップ結果 【B班】

〈協働のしくみについて〉

1 組織間の連携を推進するための具体的な方策

(1) 「地域コミュニティ組織」、「市民活動団体」、「企業等」の連携

○課題

- ・組織の課題（足りないもの）を把握しきれている人がいない
- ・組織の中での縦割りが解消されていない
→組織同士をつなぐコーディネーター役が必要
- ・地域コミュニティ組織の活動が固定化しているように感じる
- ・市民活動団体の情報や活動内容が、地域コミュニティ組織等に浸透していない

○取り組み

- ・SNSツール等を使って、色々な組織が情報をやり取りできる場を作る
⇒学生さんに作ってもらう
 - ☆市から学生に働きかける（大学連携等を活用する）
 - ☆若い世代はパソコンやインターネットが得意だと思われるので、良いものができるのではないか
 - ☆学生が関わったという事実があると、話題性があり、いろいろな人が興味を持ってくれると思う
- ・インターネットを使わない世代（年配の方）への情報提供は、紙媒体（チラシ、広報紙）を活用する
- ・各組織が他の組織へPRをすることができる場を設定する
 - ☆場を設定する時には、内容を工夫する。イベント等を開催する場合、時間の枠を割り振るだけでなく、相乗効果が出るように全体の進行や内容を組み立てると良い
 - 主催者側からの制約と、参加する組織の自由度の加減が難しい

(2) 「行政と地域コミュニティ組織」、「行政と市民活動団体」の連携

○課題

- ・各組織と行政の連携は、人頼りになっている（組織のメンバーが変わったり行政の職員が異動したら白紙になってしまう）

○取り組み

- ・組織と行政の連携を、仕組みとして確立する
☆市が事業を行う前段階で、市民活動団体等に提案をつのる



いつ、誰を対象として、何を行うか が決まった段階

- ☆市民活動団体等が行政に事業の提案書を出す機会を設ける

2 まちづくりに資する団体への必要な支援方策

○課題

- ・団体が市民活動支援センターを使用する際、制限が多い（会議室の使用用途やスペースの使用 방법에制限があり、やりたい事業を行えないことがある）
- ・打ち合わせスペースの使い方の管理に問題がある（担当者によっては、団体よりも勉強をしている学生に配慮している場合がある）
- ・無償での活動には、資金面で限界がある

○取り組み

- ・団体がより使いやすいように、市民活動支援センターを運用する
- ・有償ボランティアを支援する制度

〈普及のための具体的な方策〉

- ・フェイスブック等で自治基本条例に基づく活動を配信する
☆地域コミュニティ組織や市民活動団体等の活動を紹介する際、自治基本条例に基づいた活動であることを、毎回簡単に書き添える
☆画像等も使って紹介すると効果的
- ・子ども達が使う筆記用具に自治基本条例に関する文言を印刷する（経験上、子どもの頃に目に触れていたものはずっと覚えているため）
- ・市民活動団体のメンバーの中では、自治基本条例の認知度が徐々に上がってきているように感じる